

議案第 6 3 号

高津区における住居表示の実施区域及び方法について

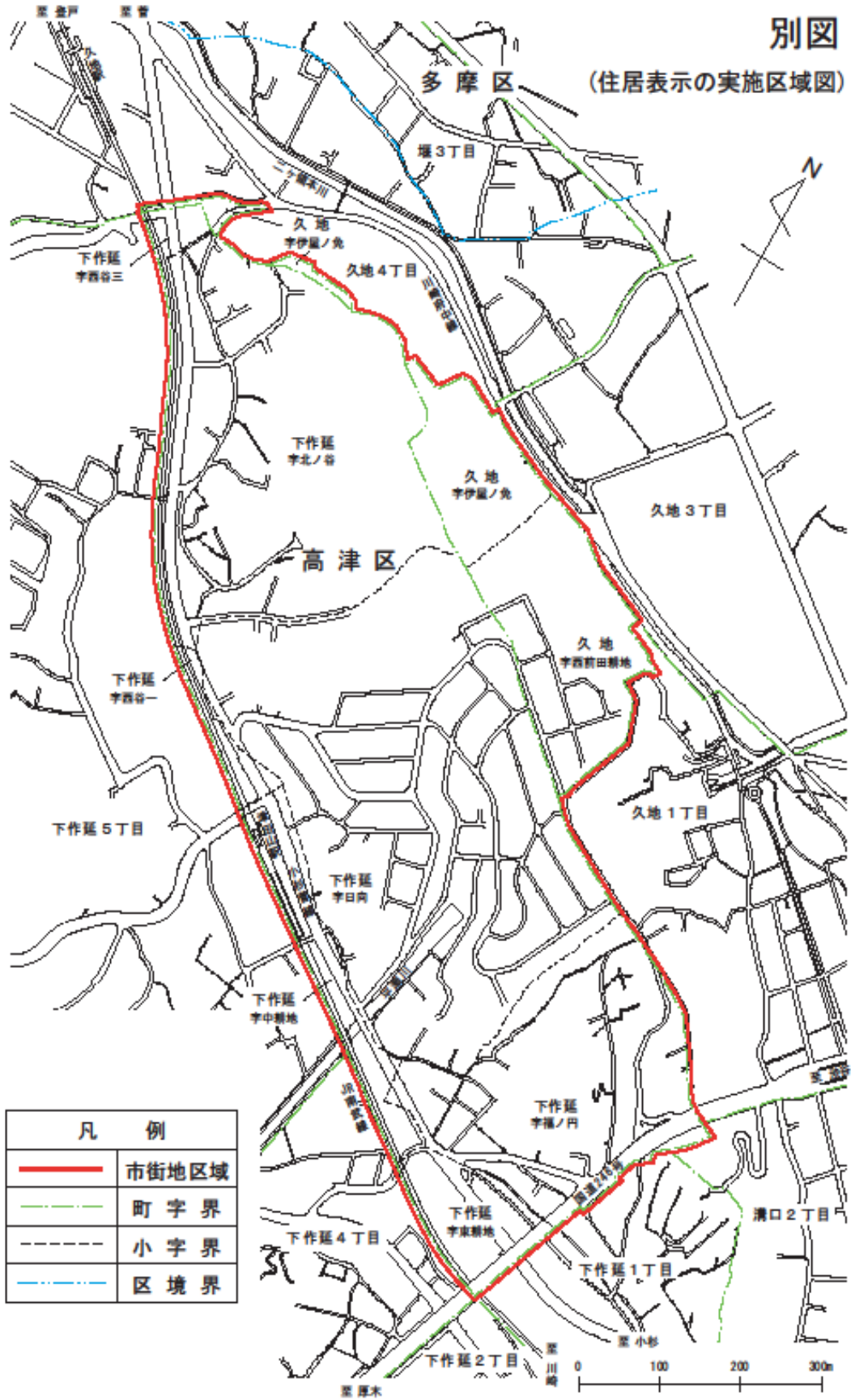
住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は街区方式によるものとする。

平成 2 2 年 2 月 2 6 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

# 別図

(住居表示の実施区域図)



参考資料

## 提 案 要 旨

高津区下作延・久地地区において、住居表示を実施したいので提出する。